

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成29年12月12日（平成29年（行個）諮問第184号）

答申日：平成30年3月7日（平成29年度（行個）答申第207号）

事件名：警察庁が運用している顔認証システムデータベースに記録された本人に係る保有個人情報の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

警察庁が運用している顔認証システムデータベースに記録されている本人の個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年8月17日付け平29警察庁甲個情発第7-1号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

審査請求に係る処分は、次のとおり違法である。

対象データが仮に存在するとすれば、警察の犯罪捜査活動に係る情報であり、法14条5号に該当することとなり、法17条に基づき回答できないとあるが、捜査が行われているのであれば、事件が存在していない事が明確であり、したがって開示されるものである。

（2）意見書

審査請求人から、平成30年1月25日付け（同月29日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が提出されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る保有個人情報について

原処分に係る保有個人情報開示請求において、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求めている。

2 原処分について

本件対象保有個人情報は、仮に存在するとすれば、処分庁が保有している顔画像照合用資機材に登録された、特定の個人への犯罪捜査活動に関す

る情報であると認められるところ、特定の個人が犯罪捜査活動の対象とされているか否かという情報は、法14条5号の不開示情報に該当する。

したがって、本件対象保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなることから、法17条に基づき原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、捜査が行われているのであれば、事件が存在していないことが明確であり、本件対象保有個人情報は開示されるものである旨主張している。

4 原処分の妥当性について

特定の個人が犯罪捜査活動の対象とされているか否かという情報は、開示することにより、当該個人に対する犯罪捜査活動の実態が明らかとなり、当該個人による逃亡、罪障隠滅等を容易にするなどのおそれがあることから、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報と認められ、法14条5号の不開示情報に該当する。

また、本件対象保有個人情報が存在しているか否かを答えた場合、審査請求人が犯罪捜査活動の対象とされているか否かという情報を開示することとなるところ、当該情報は、法14条5号の不開示情報に該当することから、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる。

したがって、法17条に基づき、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで、不開示決定（存否応答拒否）を行った原処分の判断は妥当である。

5 結語

処分庁が行った原処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件について原処分維持が適切と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成29年12月12日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成30年1月29日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年2月23日 | 審議 |
| ⑤ 同年3月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件対象保有個人情報は、警察庁が運用している顔認証システムデータベースに記録されている審査請求人に係る保有個人情報である。

審査請求人は、原処分を取り消し、対象データの全部を開示するよう求

めており、処分庁は、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで法14条5号に該当する情報を開示することになるとして、本件対象保有個人情報の存否を明らかにせず、不開示とする原処分を行っており、諮問庁は、これを妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

- (1) 審査請求人は、「警察庁が運用している顔認証システムデータベースに記録されている私の個人情報」（本件対象保有個人情報）の開示を求めているところ、警察庁においては、顔認証に係るデータベースとして、顔画像照合用資機材に登録されたデータ（以下「本件データ」という。）を保有している。
- (2) 本件データは、警察による犯罪の予防及び捜査等において活用するために登録されたデータである。
- (3) 審査請求人は、本件データに登録されている自身の情報の開示を求めているものと解される。

3 本件対象保有個人情報の存否情報について

- (1) 上記2の諮問庁の説明によれば、本件対象保有個人情報は、本件データに登録された審査請求人を本人とする個人情報であるところ、その存否を答えることは、審査請求人の情報が本件データに登録されているか否かという事実（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなり、審査請求人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かを明らかにする結果を生じさせるものと認められる。
- (2) 特定の個人が警察の犯罪捜査活動の対象とされているか否かは、警察の犯罪捜査の対象、関心事項等に関する情報であり、これを開示することにより、警察の犯罪捜査活動の対象、関心事項、情報収集活動の実態等が明らかとなり、犯罪行為を企図する者等において、各種活動を潜在化、巧妙化させるなど防衛措置を講じられるおそれがある。このことから、本件存否情報については、これを開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められる。
- (3) したがって、本件対象保有個人情報の存否を答えることは、それだけで法14条5号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条5号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久